

○上村悦男議員 おはようございます。通告に基づき、質疑、質問させていただきます。

まず、議案第13号「令和7年度今治市一般会計予算」のうち2つの新規事業について質疑させていただきます。

1番目は、歳出2款1項11目地域振興費及びしまなみ振興費のうち、「地域コーディネーター」活動事業についてお伺いいたします。

本事業は、各支所に配置する地域コーディネーターが、各種相談、要望等、地域のお困り事に素早く対応するための活動費とするものです。既に今治市では、市民窓口の利便性を向上させるため、住民がアクセスしやすい場所まで行政サービスを届ける移動市役所を運営したり、支所と本庁担当課にオンライン相談窓口を設置したりしています。また、市道・農道水路等緊急対策事業を行い、住民の生活に密着した道路や農業用施設について、緊急な修繕等が必要な場合に、地域要望に応じて迅速な対応ができるよう予算計上されております。

そこでお伺いいたします。

施政方針の中でも取り上げられておりました、本年4月から11支所に配置される地域担当専門官と地域担当官は、地域住民と行政の橋渡し役として、具体的にどのような活動をするかを想定しているのか、2,200万円の内訳と併せてお聞かせください。

2番目は、歳出10款1項3目愛と心をつなぐ不登校対策事業費のうち、フリースクール利用児童生徒支援事業費についてです。

本事業は、今治市内の不登校児童生徒が学校以外の場で教育を受ける機会の確保を図ることを目的として、通所費、一月当たり補助対象経費の3分の1に相当する額、上限1万円を保護者等に助成しようとするものです。

文部科学省調査によると、フリースクールの月謝は平均約3万3,000円で、東京都では2万円、埼玉県や兵庫県では1万5,000円の補助を行っております。

そこでお伺いいたします。なぜ本市では補助対象経費の3分の1に相当する額としたのか、その理由と、対象要件の具体についてお聞かせください。

次に、今治市における教育行政の今後の展開について質問させていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4に定められている総合教育会議は、地方公共団体としての教育施策に関する方向性を明確で実効性のあるものにするために開催されるものです。本市でも、市長、教育委員会メンバーを構成員とする今治市総合教育会議が毎年行われ、教育大綱に示された重点方針の実現に向けた取組の進捗状況や、全国学力・体力調査の結果を受けた学力及び体力等の取組などについて、熱心に協議が行われております。

まず、今治市教育行政の方向性が示された今治市教育大綱の対象期間についてお尋ねします。

令和3年10月に策定された今治市教育大綱では、対象期間を令和6年度としていました。これは、対象期間を令和7年度までの5年間としていた事務局案を、市長から、今回新しく策定

する今治市教育大綱は教育に関する私の公約となるものなので、基本的には4年間というサイクルの中でチェックをかけていきたいといった趣旨のお話があり決まったものと記憶しております。

令和4年11月に行われた今治市総合教育会議においても市長は、市長の任期は4年、この4年の中で教育大綱を実現していかななくてはならない、そのことについてのロードマップについてしっかりと策定し、そして年度年度でPDCAサイクルを回すといったことは確立されているのかと事務局に確認され、当時の副教育長が、市長任期と合わせて目標年次で設定していると回答されております。

しかし、令和6年10月に行われた今治市総合教育会議では、本年度までであった対象期間が2年間延長され、令和8年度までとなりました。市長はこのことについて、「今回、対象期間を6年度から8年度までとすることになりましたので、8年度というゴールに向けて、今からの2年半でどうやって進めるか、教育委員会部局内でしっかり議論していただきたい」と、当初よりトーンダウンしたと思われても仕方のないコメントをされています。

そこでお伺いいたします。なぜ今治市教育大綱の対象期間が令和6年度から令和8年度に変更されたのか、その理由をお聞かせください。

次に、今治市学校適正配置基本方針について質問させていただきます。

1点目は、学校適正配置に関する地元代表者協議会についてです。

現在教育委員会では、令和6年度から今治市通学区域調整審議会を開催し、地域説明会や保護者等のアンケート結果を基に、今治市立小中学校の適正規模・適正配置基準案について、協議が進められているところです。

第2次今治市学校適正配置基本方針の策定期間については、令和4年9月定例会の私の再質問に対する答弁の中で、田坂前教育長から、令和6年度に第2次今治市学校適正配置基本方針が出来上がるということになっているという発言がありました。しかし、現在の計画では、令和7年5月に今治市通学区域調整審議会から今治市教育委員会に対し答申がなされ、パブリックコメントを経て、令和7年9月に今治市教育委員会が今治市学校適正配置基本方針を決定することになっております。

そこでお伺いいたします。今治市学校適正配置基本方針決定後は、検討対象校のある地域で地元代表者協議会を設置し協議を進めることになっておりますが、協議の期限をいつまでにすのお考えなのかお聞かせください。

2点目は、岡村小学校と関前中学校の在り方についてです。

これについては、令和4年12月定例会で質問させていただいたところ、前教育長から「子供たちのために、最適な時期に、あらゆる選択肢の中から最適な取組を、慎重かつ速やかに進められるよう検討してまいりたい」と答弁がありました。しかし、この答弁は質問に対して明確ではないと判断し、自治体の長である市長に問い直したところ答弁がなく、3時間議会在空転

いたしました。再開後の市長答弁は、「教育長がお答えを既にさせていただきましたとおり、子供が真ん中の視点でこれからの学校づくり、しっかりと進めてまいりたい」というものでした。

しかし、改めて今治市総合教育会議等の議事録を確認したところ、この令和4年12月定例会の約1か月前に開催された今治市総合教育会議において、市長は第2次今治市学校適正配置基本方針の策定についての協議の中で、関前のことを自ら話題に出され、次のように発言されています。議事録のとおり読ませていただきます。

「適正配置の問題についてはですね、関前のことについて、今の段階で呉の方に子どもたちが通うことができるのかどうかについて、県教育委員会と進めてもらいたい、協議を進めてもらいたい。これはどういうことかといいますとね、小規模学校でしっかりと手厚く教育していただいていることはわかります。でも、大切に育てて大三島分校に行ったら大人数の中で発言もできなくちゃ暮らしもできないというふうにもなってしまってるってこともあるんですね」。

「今の現状では呉市の方で、保育の段階では預かっていただいている。これは今治市としてですね、関前で学校の火を消すということではなくて、子どもにとってどうなのかということも併せてやっぱり議論をしてもらいたい。かつてこのことについて議論をしたやに聞いていますけども、私が市長になってからは議論をしてごさいません」というものです。

この発言から察するに、高知県との県境にある愛南町の篠山小中学校のように、広島県呉市と愛媛県今治市で組合立の学校を呉市側につくり、関前の子供たちをそこに通わせることができるのかも含めて、子供ファーストの視点で検討を進めるよう指示しているように思えます。

そこでお伺いいたします。令和4年11月に開催された今治市総合教育会議での市長発言の真意は何かお聞かせください。また、岡村小学校と関前中学校の学校の在り方について、令和4年度以降に市長と教育委員会の間で議論がなされたのかどうかお聞かせください。

以上です。

○越智 忍議長 答弁を求めます。

○徳永繁樹市長 上村議員の今治市における教育行政の今後の展開についての御質問のうち、2番目、今治市学校適正配置基本方針についての2点目、岡村小学校と関前中学校の在り方についてお答えさせていただきます。

関前地域におきましては現在、岡村小学校に児童3名、関前中学校に生徒1名が在籍しております。

なお、「住みたい田舎ベストランキング」において3年連続全4部門1位を獲得するなど、選ばれるまちとしての地位を確立する中で、関前地域も少しずつではございますが移住者が増えてきており、うれしいことに、新年度から、小学校児童は5名、中学校生徒は3名と、大幅

に増加する見込みとなっております。

さて、お話の令和4年11月の今治市総合教育会議での私の発言の真意についてでございます。

私は、子供たちに、いかに最適な教育環境を与えるか、子供が中心の考えの下で、関前地域の地理的条件も勘案し、呉市との連携の必要性や可能性について、愛媛県教育委員会とも協議を進めてもらいたいとの思いで申し上げたものでございます。その思いについては、今治市の教育委員会と情報共有しておりますので、教育委員会の中でしっかりと議論されているものと認識してございます。

その他の御質問につきましては、関係理事者から答弁させていただきます。

○小澤和樹教育長 上村議員の今治市における教育行政の今後の展開についての御質問のうち、2番目、今治市学校適正配置基本方針についての1点目、学校適正配置に関する地元代表者協議会について、私からお答えさせていただきます。

教育委員会では、小中学校の児童生徒数が減少する時代の中で、よりよい教育環境と望ましい学校教育の実現に資するため、第2次今治市学校適正配置基本方針の策定に向け、昨年6月に、自治会、PTA、学校関係者、学識経験者で構成される今治市通学区域調整審議会に適正な学校規模及び学校配置の在り方について諮問させていただき、現在、審議会において御協議いただいているところです。

それと並行して、教育委員会におきまして、地域説明会、保護者等を対象としたアンケート調査などを実施し、集めた保護者や地域住民の皆様の御意見については、その都度、審議会へ御説明、御報告させていただいております。

こうした議論を踏まえ、間もなく今治市通学区域調整審議会から教育委員会に対し答申いただき、その答申を基に、教育委員会において、9月をめどに今治市学校適正配置基本方針を策定する予定でございます。

その後、対象校のある地域において具体的な検討を進めるに当たり地域の方々と意見交換をする場として、自治会、PTA、学校関係者などで構成する地元代表者協議会を設置し、協議を進める予定でございます。

子供たちにとってよりよい教育環境を提供できるよう、地域の皆様と十分に対話を重ねてまいりたいと考えております。

続きまして、議案第13号「令和7年度今治市一般会計予算」についての2番目、歳出10款1項3目愛と心をつなぐ不登校対策事業費についてでございます。

本市の不登校対策支援におきましては、令和4年度より愛と心をつなぐ不登校対策事業を実施し、愛媛県内では初となる今治市内全小中学校にサポートルームを設置し、支援員の配置と、エアコン、ICT機器等の環境整備を行い、支援員の研修にも努めてまいりました。

また、学校に登校できない児童生徒の居場所としてコスモスの家を設置し、学習支援や教育

相談を通して、学校復帰に向けたつながりのある教育を展開しております。

そして、多様な居場所として、フリースクールに対しましても、以前より愛媛県選定施設に対して補助を行ってまいりましたが、さらに令和7年度より、愛媛県内では唯一、フリースクールを利用する児童生徒に対しても補助を行い、誰一人取り残すことのない教育の充実を図ってまいります。

なぜ補助対象経費の3分の1に相当する額としたのかについてですが、フリースクールの利用料は全国平均で月3万円程度となっているため、少しでも保護者の負担軽減になるよう、所得制限を設けることなく、1人につき1万円を上限に、利用料の3分の1の額といたしました。これは、他県の数少ない取組状況の中で、まず愛媛県内初の第一歩としてスタートすべく決定したものであります。

また、積算根拠は、現在利用している児童生徒と今後の利用者が増える可能性に鑑み、利用者数を30名程度として見込んでおります。

続いて、対象要件の具体についてでございます。

対象者は、本市ガイドラインにより認定した施設を利用している児童生徒とし、それぞれに補助を行います。

不登校という状況に至る原因は多様化しており、複数の要因が重なる場合も少なくありません。現在、不登校児童生徒において、専門的な機関と関わりを持たず、家に引き籠もっている児童生徒が全国的にも多いことが課題となっております。本市においても、不登校児童生徒のうち約50%が、周りとの関わりが持てていない状況にあり、これらの児童生徒にとって、フリースクールが有効な居場所の一つとなることが期待されます。

登校のみを目標としない多様な教育の機会を確保することで、児童生徒と社会のつながりを絶やさないよう支援し、人との関わり大切さや、自己肯定感を育む手だてを講じてまいります。

以上でございます。

○森 聖二総合政策部長 上村議員の今治市における教育行政の今後の展開についての御質問の1番目、今治市教育大綱の対象期間についてお答えさせていただきます。

教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、その地域の実情に応じて策定するものであり、教育行政の基本的な方向性を定める重要な指針でございます。

令和2年から、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、子供たちの学びの環境は一変いたしました。こうした状況を踏まえ、新しい時代に求められる教育の方向性を明確にするため、令和3年10月に、令和6年度までを対象期間とする現行の今治市教育大綱を新たに策定させていただきました。

上村議員御質問の今治市教育大綱の対象期間につきましては、本市の最上位計画である第3次今治市総合計画が令和7年度に策定年次を迎えます。よって、今治市教育大綱におきまして

も、次期今治市総合計画での教育分野の基本方針との整合を十分に図る必要があることから、現行の今治市教育大綱の対象期間を2年間延長し、令和8年度までとさせていただいたものでございます。

なお、今後も国における教育の方向性や施策の動向に注視し、今治市教育大綱に変更の必要が生じた場合には、適宜改定を行いたいと考えております。

以上でございます。

○富田義勝地域振興部長 上村議員御質疑の議案第13号「令和7年度今治市一般会計予算」についての1番目、歳出2款1項11目地域振興費及びしまなみ振興費についての1点目、「地域コーディネーター」活動事業についてお答えさせていただきます。

お尋ねの地域担当専門官並びに地域担当官は、顔の見える市政を目指しまして、地域住民の皆様と行政の橋渡し役として各支所に配置するもので、活動内容といたしましては、地域住民の方々からの相談をお受けする中で、相談内容に対応した行政手続の御説明や、スピード感を持って対応すべき事案について、地域コーディネーター活動事業により対応することといたしております。

その活用にあたっては、当然のことながら、公共性、公平性の担保が大前提でございますが、想定される身近な例として、公園遊具、ガードレールやカーブミラーなどの公共施設及びそれらに付随します備品類の維持修繕料550万円、公共施設において、スズメバチの駆除など喫緊の危険が生じた場合に対応するための手数料1,100万円、これまで各地域で取り組んでいただいておりますボランティア清掃等で必要になる経費といたしまして、清掃等委託料550万円と、1支所当たり200万円、全11支所分2,200万円を計上し、幅広く活用することを想定してございます。

ほかにも、野犬対策、鳥獣害対策、家庭ごみの不法投棄、外国人労働者への対応など、各支所地域特有の課題解決に向け、啓発活動や勉強会開催等の取組につきましても活用できると考えております。

市民が真ん中の理念の下、この地域コーディネーターの活用により、これまで以上に地域のお声を広く拾い上げ、市民の役に立つ市役所から、市民と共に考え動く市役所への進化に向けて全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

○越智 忍議長 以上で答弁は終わりました。

再質疑、再質問はありませんか。

○上村悦男議員 議長。

○越智 忍議長 上村悦男議員。

○上村悦男議員 それでは、まず、フリースクール利用児童生徒支援事業費について再質疑させていただきます。

教育長から答弁がありましたように、本当に所得制限を設けないということで、上限1万円をということでやっていただける、非常にありがたい取組だと考えています。

説明の中に、今治市内の不登校児童生徒が学校以外の場で教育を受ける機会という説明があると思うのですが、この学校以外の場として想定している施設というのは、フリースクール以外にも想定されているのかどうかお伺いいたします。

○小澤和樹教育長 お答えいたします。

フリースクール以外に、コスモスの家、また各学校に配置しております相談員、スクールカウンセラー、ハートなんでも相談員、スクールソーシャルワーカー、また診療所、そういったところも含めての施設ということの捉えで御理解いただけたらと思います。

以上でございます。

○越智 忍議長 再質疑、再質問はありませんか。

○上村悦男議員 議長。

○越智 忍議長 上村悦男議員。

○上村悦男議員 先ほど教育長のほうから学校以外の場について説明していただいたわけなのですが、実態としては、放課後等デイサービスなどを利用されている、そういった不登校児童生徒もおると聞いておりますが、この放課後等デイサービスというものについては想定されているのかどうか、もう一度確認させてください。

○小澤和樹教育長 お答えいたします。

放課後等デイサービス等も含めまして、学校におきまして、学校に来られない状況にある児童生徒の状況というのは、学校で把握しているものを教育委員会も把握しまして、現在におきましてどういった状況が子供たちに支援として必要になるか、そういった中で、必要となる施設に対しましては、教育委員会とも今後積極的に連携するように努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○越智 忍議長 再質疑、再質問はありませんか。

○上村悦男議員 議長。

○越智 忍議長 上村悦男委員。

○上村悦男議員 続いて、今治市教育大綱の対象期間について再質問させていただきます。

部長の説明では、今治市総合計画との整合性を図るため、今回、令和6年度から令和8年度に変更したと、また必要に応じて適宜改定を加えたいという答弁であったかと思えます。

以前の今治市の教育大綱であれば今治市総合計画を基に教育の方針を定めるということで先ほどの説明が納得できるのですが、今の新しい教育大綱については、その独自性というものでしっかり総合教育会議の中でたたいて、国の方針、愛媛県の動向、そういったものを踏まえてやっていくということになっているので、今治市総合計画を変えるからという、その整合性だ

けでというのは、少し説明が十分ではないような気が私はしております。やはり、市長がお話しされたように、どういう施策を進めていくのかというものがはっきりと出てくるものだろうと思うわけなのですが、市長は、今まで本当に、スピード感を大切にする、先日も、今できることは今やるとお話しされていたので、どうしてもこの2年間の延長ということについては、私としては、もう少し具体的な説明をいただけたらと思います。よろしくお願いします。

○森 聖二総合政策部長 お答えいたします。

総合教育会議の趣旨でございます。

平成26年の文部科学省の通知の中で、総合教育会議の趣旨というのが、教育に関する予算の編成、執行、それと、条例提案など重要な権限を有している地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図った上で、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、民意を反映した教育行政の推進を図ることという趣旨がございます。

私どもが策定する今治市総合計画の教育分野の大きな方向性と教育委員会の方針というのは当然合致するべきものでございますので、これに沿ったものだと考えております。

よって、2年間延長させていただいて、今治市総合計画に始期を合わさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○越智 忍議長 再質疑、再質問はありませんか。

○上村悦男議員 議長。

○越智 忍議長 上村悦男議員。

○上村悦男議員 本日は、定例会や総合教育会議等の過去の発言を取り上げながら、今治市教育大綱の対象期間と、今治市学校適正配置基本方針について確認させていただきました。

教育基本法第17条第1項で規定されている教育振興基本計画は、全国的な教育施策の枠組みを提供するものであり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に定められている教育大綱は、それを基に地域ごとの具体的な施策を展開するためのガイドラインとなるものです。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律には次のように書かれています。地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。つまり、教育大綱は、教育振興基本計画にある次期計画のコンセプトや今後の教育施策に関する基本的な方針などを参考に定めていくこととなります。

現在、国から示されている第4期教育振興基本計画は、令和5年度から令和9年度を対象期間とするものです。平成30年度から令和4年度までを対象期間とする第3期教育振興基本計画を参考につくられた今治市教育大綱は、対象期間を2年間延長したことで、国の動向から遅れてしまうことが危惧されます。

変化の激しい時代ですので、教育委員会及び担当課におかれましては、国や愛媛県の動向、今治市の状況等を的確に把握し、答弁にもありましたように、必要に応じて今治市教育大綱に部分改定を加えるなど、時宜を得た対応をよろしくお願いいたします。

次に、今治市の学校の在り方については、今までも定例会の場で何回かお話しさせていただきましたが、市民等の意見をよく聞きながら、最終的には理事者の主体的な判断において決定すべきと考えます。住民から聞き取りした場合、どこの自治体でもそうですが、自分たちの卒業した学校を何とか残してほしいとか、地域から子供たちの声が聞こえなくなると寂しいといった意見や思いが多く出され、大切な決定がつつい情に流されてしまうことがあります。そこで大切なのが、国や愛媛県の動向を把握し、地域の実情や当該地域の将来像をしっかりと把握した理事者の主体的な判断です。

今回、質問の中で取り上げました市長の関前のお話は、長年にわたり愛媛県議会議員をされた経験から出されたものであり、今治市総合教育会議の中で発言されるのは、批判をも覚悟した、とても勇気の要るものだったと私は思います。しかし、こうした、子供のために何が最善であるかを考えた理事者の発言があつてこそ、子供たちの未来を託すことができるものと私は信じます。

県立高校の再編計画におきましても、愛媛県の提案に対し、様々な地域から意見や要望等がたくさん出されましたが、地域の声は参考にはするものの、最終的には愛媛県教育委員会として覚悟を決め、決定を下されました。

このように、今治市学校適正配置基本方針についても、今治市通学区域調整審議会の中でしっかりと審議されてきたものですので、自信を持って市民に示し、地元の意見等も参考にしながら、気概を持って実行に移していただければと思います。

市長がよく言われるように、この学校適正配置についても、過去の延長線上にあるものではありません。施政方針であった今治型学校教育を進めるに当たって、学校種や学校配置などをどのようにすることが最も子供たちにとって最善かを考え、決定し、計画に従い、速やかに実行に移していただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○谷口芳史議員 それでは、通告に従いまして、質疑、質問をしていきたいと思ひます。

最初に、美しいまちづくりについての1番目、議案第35号「今治市路上喫煙の防止に関する条例制定について」及び議案第36号「今治市美しいまちづくり条例制定について」、お伺ひいたします。

これまでも一般質問の中で、ボランティア活動などを通して感じていた、たばこの吸い殻、またごみ、空き缶などの道路などへのポイ捨て問題、少しでも解消するために、条例または禁止区域の指定などで市民に意識啓発をすべきであるという形で質問させていただきましたが、今回の2つの条例、まさに市民へのたばこ・ごみ問題の意識啓発になるものと考えております。

そこで、まず、これらの条例制定の趣旨についてお伺ひいたします。

また、アフターコロナでサイクリストなどの観光客も戻っている中、美しい景観に似合う美しいまち、今治市に来てよかったと思えるような、また住んでいる私たちにとっても自信を持って自慢できる美しいまち今治市を目指したいと思ひますが、今後の美しいまちづくりについてどのように考えているのかをお聞かせください。

次に、市立図書館についての1番目、議案第13号「令和7年度今治市一般会計予算」歳出10款4項6目図書館管理運営費についてお伺ひいたします。

本市には、中央、波方、大西、大三島の4つの市立の図書館があります。それぞれが蔵書などに特徴のある図書館となっております。しかしながら、その図書館の規模、場所、蔵書の数が適切かどうか、また保管場所の問題など、いろいろな今後の検討課題もあるように思ひます。

また、近年は、子供図書館など、子供専用の図書館なども建設されており、全国には図書館の姿も様々なものがあります。

そこでお伺ひいたしますが、図書館管理運営費の中の図書館ビジョン検討支援業務委託料は、本市の図書館の在り方について検討すると思われませんが、どのようなことを検討していくのかお聞かせください。

次に、2番目、学校図書館や公民館の図書室等との連携についてお伺ひいたします。

現在、それぞれの学校にある学校図書館と市立の図書館とは、蔵書管理などのネットワークはつくられてはいないようです。これまでも何回か議会質問してきましたけれども、学校図書館と市立図書館のネットワークが構築されれば、学校図書館のさらなる充実も図られ、また図書館司書が、学校図書館の学校司書と連携を取れば、学校司書の充実にも成ると思ひます。

また、公民館の図書室も、多くの書籍、利用者も多くいます。それらの今治市内の蔵書がネットワークで結ばれることは様々な利点が考えられると思ひますが、本市において、本が蔵書されている学校図書館、その他の公民館などの図書室との連携についてどのように考えているのかお聞かせください。

最近のこども家庭庁の調査によりますと、小中高生のインターネット利用時間が平日の1日平均で初めて5時間を超えているという報告がありました。また、利用時間も年々増加していると、調査が始まって以来最長であり、年齢が上がるほど利用時間も伸びる傾向となっております。

また、利用目的も、趣味、娯楽が一番長いようです。

児童生徒のインターネット利用時間の増加は、子供さん方の心、また体の健康において大きな影響を与える可能性があります。

そこで、まず、本市における状況はどのような状況であるのかお聞かせください。また、児童生徒のインターネットの利用時間について指導を行っているかと思いますが、利用時間についてはどのように指導しているのかお聞かせください。

以上です。

○越智 忍議長 答弁を求めます。

○徳永繁樹市長 谷口議員御質疑の美しいまちづくりについてのうち、1番目、議案第35号「今治市路上喫煙の防止に関する条例制定について」及び議案第36号「今治市美しいまちづくり条例制定について」の2点目、今後の美しいまちづくりへの考え方についてお答えさせていただきます。

一昨年の6月定例市議会において議員から、ごみのポイ捨てについての御質問をいただきました。私も、道端に、ごみや空き缶、たばこの吸い殻などがポイ捨てされていたり、犬のふんが放置されている様子を見るにつけ、こうした一部の心ない方の行為によって、今治市全体のイメージが損なわれるのではないかと憂慮していたところでございます。

今回、2期目の市政をお預かりするに当たり、その大きな柱の一つに瀬戸内の世界都市を目指すという目標を掲げさせていただきました。このことは、世界的建築家である丹下先生が描いたまちづくり構想を大切に受け継ぐとともに、世界のサイクリストの聖地しまなみ海道、癒やしのリゾート鈍川温泉などの地域資源を最大限に活用することで、この今治市を、住みたいまち、住んでよかったまちに、市民の皆さんが愛するこの今治市を世界に誇れるまちにしていきたい、そしてそれを次の世代の方々へしっかりと引き継いでいきたい、そうした思いから出た考えでございます。

ただし、せっかくの美しいまちづくりの取組が、仏作って魂入れずということになっては意味がございません。広報いまばりやSNSをはじめとする多様な媒体を活用し、駅前やせとうちみなとマルシェ会場におきまして職員が直接呼びかけさせていただくことで、公共のマナーの向上を図り、市民総参加による活動を推進してまいりたいと考えております。

既に、いまばりクリーン大作戦やせとうちみなとマルシェ、そしてアシックス里山スタジアムなどにおきまして、多くのボランティアの皆さんに活躍していただいているほか、今治市民のまつり「おんまく」終了後には恒例の一斉ごみ拾いが実施されるなど、多くの市民の方がま

ちの美化活動に取り組んでいただいております。

さらに、今治市内の清掃ボランティアの数も63団体に上り、その数も年々増加してきております。

今回の美しいまちづくりへの挑戦によって、市民の皆さんの環境意識がさらに高まり、今治市のシビックプライドが醸成されますよう、啓発以外の関連施策についても順次展開してまいりたいと考えてございます。

その他の御質問につきましては、関係理事者から答弁させていただきます。

○八木輪吾市民環境部長 谷口議員御質疑の美しいまちづくりについてのうち、1番目、議案第35号「今治市路上喫煙の防止に関する条例制定について」及び議案第36号「今治市美しいまちづくり条例制定について」の条例制定の趣旨について私からお答えさせていただきます。

ごみのポイ捨てや路上喫煙の防止につきましては、意識改革が何よりも大切でございます。

ごみのポイ捨ては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により違法行為となることや、受動喫煙につきましては、健康増進法により、屋内での喫煙や、学校や病院、行政施設といった第一種施設の敷地内での喫煙に対して一定の規制がされております。

このような、環境、健康などへの意識の向上を図るため、環境教育や環境フェスティバルなどのイベントの機会を通じて、子供から大人まで幅広い世代の皆様へ啓発活動を継続してきたところでございます。

近年では、多くの自治体で、生活環境の保全や公衆衛生の確保などを目的とした条例が制定されているような状況です。今回、本市でも路上喫煙の防止や美しいまちづくりに関する条例を提案させていただいたのは、今治市にお住まいの方、今治市を訪れてくださる方、全ての皆様が気持ちよく過ごせるまちとするためには、美しいまちづくりが不可欠なものであるとの思いからであり、「住みたい田舎ベストランキング」3年連続4冠の評価に恥じることのない、清潔で美しい、真に住みやすい美しいまちとなることを期待しています。

なお、たばこのポイ捨てとともに社会問題となっている路上喫煙につきましては、昨年10月に実施いたしましたウェブアンケートによりますと、御回答いただいた方の約7割が受動喫煙を経験し、多くの方々が路上での受動喫煙により不快な思いをされているとのこととございました。このことから、今回、今治市美しいまちづくり条例に併せて、今治市路上喫煙の防止に関する条例も制定させていただくことといたしました。

この条例においては、今治市内全域で路上喫煙をしないよう努力規定を設けるとともに、特に必要があると認める区域を禁止区域として指定することとしておりまして、その第1弾として、今治港から市役所、JR今治駅を經由して学園通りに至るエリアを路上喫煙禁止区域に設定させていただきました。

今後、皆様の御意見を伺いながら順次区域を拡大し、誰もが快適で歩きたくなる環境づくりを進めていきたいと考えております。

今回提案させていただいたそれぞれの条例を、市民の皆さんの意識醸成の核とし、路上喫煙とごみのポイ捨てを市民共通の課題と位置づけることで、市民総参加による美しいまちづくりを推進してまいります。

以上でございます。

○鳥生敬二副教育長 谷口議員御質問の市立図書館についてお答えさせていただきます。

1 番目の議案第13号「令和7年度今治市一般会計予算」歳出10款4項6目図書館管理運営費についてでございます。

市立図書館は、今治市内の中心となる総合的な中央図書館、船の本をたくさん集めた波方図書館、絵本・児童書が手に取りやすい大西図書館、海が見える大三島図書館と、規模や蔵書数も様々で、それぞれに特色がございます。

こうした今治市内4つの図書館を、今治版ネウボラ構想に位置づけ、小さなお子さんから、小学生、中高生も集い学べる居場所として、また日々忙しく過ごされている親世代の方々にとって新しい知識を学ぶ場所として、親も子も一緒に育つ、育ちのサテライトをコンセプトに掲げ、図書館ビジョンの検討に着手したところでございます。

検討体制として、今治市内12地域の魅力発掘隊員やPTAなどで構成する図書館魅力向上懇談会を立ち上げ、今後の図書館の在り方や新たなサービスなどについての意見交換を行っております。

御意見の中には、図書館の本に関することで、幅広い利用者層が見込める漫画の活用や、波方、大西、大三島図書館の3つの地域それぞれの産業の本に特化するなど、より特徴のある、分野特化型の図書館にリニューアルしてはどうかといった御意見などをいただきました。

また、既存のサービスに加え、これからの図書館機能として、学習スペースと、キッズスペースや交流スペースのゾーニングに関すること、カフェの併設、木材を使った居心地のいい仕様や、リラックスできる足湯の仮設、プレゼント企画など、新たな利用につながることを目指した活発な御意見もいただいております。

そして、令和7年度には、この図書館魅力向上懇談会に、全国展開している図書館運営事業者を交え、今治市内4図書館の在り方や、今治市の歴史・文化の学習・継承に向けた蔵書の保存運用、求められる施設像、サービスなどについて調査、検討し、中央図書館のリノベーションを含めた将来ビジョンを策定してまいりたいと考えております。

2 番目の学校図書館や公民館の図書室等との連携についてでございます。

図書館ビジョンの調査、検討に当たり、中央図書館とネウボラ拠点施設が連携し、育ちのサテライト・メインベースとして、学校図書館や公民館の図書室などと連携してまいります。

子供たちの読書環境にとって一番身近となる学校図書館と市立図書館との連携につきましては、図書館司書が学校に出向く出張読み聞かせ会の定期開催や、学校図書館への本の団体貸出し、全ての小中学生に電子図書館利用IDを発行し、電子書籍児童書読み放題パッケージを利

用できるなど、子供たちの読書と学習支援に取り組んでいるところでございます。

今後は、こうした取組に加え、学校司書、学校図書館ボランティアを対象とした本の修理講習会やブックトーク講座を開催するなど、活動支援にも取り組むとともに、市立図書館と学校図書館との蔵書管理などのネットワークによる連携も含め、効果的な連携方法を検討してまいりたいと考えております。

また、公民館や児童館の図書室などとの連携につきましては、電子図書館体験イベントの開催や移動図書館「ぶっくる」の活用、また島嶼部公民館などに図書館の本の貸出窓口を開設することで、図書館サービスを利用することの地域格差解消にも取り組んでいるところでございます。

市域が広く、近くに図書館のない地域もある今治市において、各図書館の連携を深めていくことが図書館ビジョンに必要とされる機能の一つであると考えております。世代や地域を超えて幅広い市民の皆様が本に親しみ、知識や文化を楽しむことのできる充実した環境をつくり、育ちのサテライトとして、今後より一層市民の皆様にとって魅力ある図書館に育ててまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小澤和樹教育長 谷口議員御質問の児童生徒のインターネット利用について、私からお答えさせていただきます。

1番目の児童生徒のインターネット利用時間の増加についての1点目、本市の現状についてでございます。

教育委員会では、スマートフォン、携帯電話の所有率や使用時間について、毎年調査しております。

平成30年と本年度の調査結果を比較しますと、自分専用のスマートフォン・携帯電話等を所有する割合は、小学6年生で50%から57%、中学3年生で62%から92%に増加しております。また、所有者のうち1日3時間以上使用している児童生徒の割合は、小学6年生で12%から26%、中学3年生で19%から33%と増加傾向にあります。

使用目的については、動画や音楽を視聴していると答えた小学6年生が79%、中学3年生が97%と最も多く、それに続いてメールやオンラインゲームが見られます。一方、インターネットで調べ物をしたことがあると答えた小学6年生が73%、中学3年生が95%とあり、インターネットを学習や生活に必要なツールとして有効活用している側面もあります。

次に、2点目のインターネット利用時間などの指導についてでございますが、インターネットの利用形態が、動画配信サービス、SNS、オンラインゲームと多様化しているため、学校現場では、スマホ安全教室や情報モラル教育等様々な場面で、長時間利用による弊害や課金によるトラブルなど、インターネットに潜む危険性について具体的に指導しております。

また、よりよい利用方法として、インターネットを使った調べ学習や、オンライン方式によ

るプログラム学習の実施、さらに生成A Iの適切な活用方法など、インターネットを有効的に活用するための指導も行っております。

単にインターネット利用時間を制限するのではなく、インターネットの危険性を理解しつつ、効果的に活用していくための指導を行ってまいりたいと考えております。

今後とも、適切に、そしてしなやかに、インターネット社会を生き抜く力を身につけられるよう、児童生徒の自己調整力を育てまいります。

以上でございます。

○越智 忍議長 以上で答弁は終わりました。

再質疑、再質問はありませんか。

○谷口芳史議員 議長。

○越智 忍議長 谷口芳史議員。

○谷口芳史議員 美しいまちづくりについてですが、この条例でしっかりと啓発ができて、今治市が本当に、観光客、また今治市の皆さん、住んでいる皆さん方も本当にきれいなまちだということをしかりと実感できるような状態になっていただきたいと、こういうふうに思いますので、今後ともしっかりと条例の進め方をよろしく願いいたします。

それと、本ですけれども、学校図書館、市立図書館等についてですが、市立図書館等が、しっかりと学校図書館と連携していただいていると思いますし、学校図書館自体の資源が限られていますので、やはり子供には、学校図書館で満足できないということで、市立図書館とか、それぞれの図書館に行く方もいらっしゃいます。そういう意味においても、図書館の充実という意味におきましても、市立図書館と連携するということもしかりと図っていただきたい。

そして、あとインターネットの利用でも同じなのですが、本をよく読む人はインターネットをする時間が少ない、高学年になればなるほどインターネットの時間も増えますけれども、本を読む量も減っているという相関関係も起きているように私は思いますので、図書館は本を読むところを習慣づける部分におきましても、図書館の充実をどうかよろしく願いいたします。

以上で終わります。

○内山葉子議員 通告に従い質問させていただきます。

まず、不登校児童生徒の学びの場の確保と環境整備について。

近年、不登校の児童生徒数は増加する傾向にありましたが、コロナ禍を経てその傾向はさらに加速し、小中高校の不登校児童生徒数が30万人を超える新たな段階に達しました。

こうした状況を受け、不登校対策のさらなる拡充を企図としたのがCOCOLOプランです。

COCOLOプランとは、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策のことを指します。不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整えることが必要です。様々な事情で学校に行かない、行けない状況に直面した子供たちを支援するために、2016年に制定された義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会確保法）では、第13条に休養の必要性が記されています。不登校状態の子供には、精神的な葛藤を抱え、学習に向かうことが難しい状況にある事例が多く、しっかり休むことが彼らの支えになるためです。しかし、休んだ後、「さあ学校に戻りたい」と思う生徒に対しての受入体制が、「いつでも戻っておいで」と、しっかりできているでしょうか。その生徒は、かなりの勇気が要るのではないかと思います。その心のタイミングをしっかりと生かしてあげたいと切に思います。

そこで、1番目、学校に戻りたいと思ったときに、本人や保護者の希望や状況に応じてクラスを変えたり転校したりすることについて、丁寧な相談が行われるように、受入体制を強化していただきたいと思いますが、そのことに対しての見解をお尋ねいたします。

そして、2番目、教育機会確保法を視野においたオンライン授業での授業サポートについてでございます。

COCOLOプランにおいて、「不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える」とあるように、今治市では、1人1台タブレットでのオンライン授業を校内サポートルームでは行っておりますが、体制も整っているはずなのに、現在は、家やフリースクール、コスモスの家などで、オンライン指導を受けれていない状況です。希望すれば、1人1台端末を活用して、自宅をはじめとする多様な場と在籍校をつなぎ、オンライン指導やテストなども受けられ、その結果が成績に反映されるようにしていただきたいと思えます。

様々な理由で学校に通いづらい生徒たちの中の多くは、自分の居場所で学校に通わずとも学びたいですとっております。教育機会確保法も視野に入れてお伺いいたします。

次に、しまなみ海道通行料金の負担軽減についてでございます。

現在、本市では、しまなみ海道通行料実質無料化推進会議を設置しています。市長も、4年前の市長選挙のときに公約として、しまなみ海道の実質無料化を掲げました。昨年も、4月には庁内施策調査、4月から10月には各部局での検討と会議へのフィードバック、11月には令和

7年度当初予算要求がスケジューリングされていたわけです。

設置目的は、全庁を挙げた検討会議を設置し、様々な角度から、しまなみ海道の通行料負担軽減と利用促進につながる具体的かつ効果的な方策の検討及び施策の推進を図るためであります。

具体的には、しまなみ圏域の地域の振興、活性化、住民サービスの向上、交通費の支援、住民との伴走を掲げ、通行料の負担軽減を図りつつ、住みたい、行きたいと思える魅力あるまちづくり、暮らしの実現を目指すことが重要とされています。

そして、令和5年2月、約2年前に、ETCカード番号を活用したしまなみ海道交通動向・利用実態分析結果が出たわけです。その考察として、当時、コロナ禍にもかかわらず、平日の走行台数が増加傾向を示していることから、しまなみ海道は唯一の生活道路であると考えられる。しまなみ海道の利用は、ほとんどの世帯が週1回から2回程度の利用があり、島嶼部内で完結できないことは今治市陸地部に依存していると推測される。通行料金の平均は月額1万4,000円程度などと結果が現れております。

私は、島嶼部の皆様のお声を聞くことが最近頻繁にあったり、お困り事、御要望のはがきなどもよく頂くのですが、その中でも一番多いお困り事、要望として、高齢者からは一番に、「医療目的での利用料金が生活の中で毎月一番負担です。高齢者のしがない年金の中から、病院代よりはるかに多くかかる橋代をどうにかしてもらえないですか。別に全額支援なんて厚かましいことは思っていないくて、せめて病院に行くという利用日の橋代は一部割引支援してもらえないやろうか」というお声を聞くのです。

頻繁な通院による経済的負担が高齢者の家計を、この物価高の状況時に余計に圧迫しているのです。

また、うれしいことに凍結はいたしました。今年の8月から、医療費の患者負担に天井を設ける高額療養費制度について、政府が予定する限度額引上げの不安が広がっていました。

そもそも社会保険方式は、高額収入者には保険料も頭打ち。高額療養の負担金も頭打ち。低収入の方ほど、一定の割合で負担しなければならないので、極めて逆進性が強いというのが社会保障制度のそもそもの姿でございます。

その負担をそのまま引き上げるということは、10万円、15万円の給料の方、国民年金の方、手取りはそれよりさらに少なく、最大で6万円から7万円の医療費を払うとなると、手元に残るのは2万円、3万円となります。そのような方に死ぬということかというくらい苛酷な問題となっていました。

今後もこの社会保険制度はますます、低収入の方に厳しいものとなることを憂いております。

そんな折、なおさら本市が少しでも通行料の支援をしなければならないときではないでしょうか。また、緊急時の料金負担が島民の大きなストレスになる場合もあるでしょう。島嶼部の

医療機関の不足状況が地域住民の健康を脅かしていると言っても過言ではないでしょう。

緊急医療時の通行料金を事後減免する制度などを導入することも要望いたします。

そこで、1番目、医療目的での通行料金支援及び現状についてお尋ねいたします。

しまなみ海道の利用促進と地域活性化が期待されます。医療アクセス改善、利用者負担軽減など、多岐にわたる効果が期待されますが、それについての見解をお伺いいたします。

2番目、介護者への通行料金支援についての本市の見解をお伺いいたします。

島嶼部の住民にとって、また島嶼部に高齢者の家族がいて介護のお世話をせねばならない方にとって、同じくしまなみ海道通行料金は大変な負担となっております。島嶼部にお住まいの高齢者の方々は、生まれ育った家を離れたくありません。お子様たちは陸地部へ、仕事や子育ての面からも新居も構えられている方が多いです。しかし、親のために、介護には足しげく行かねばなりません。そのようなときなどにも、やはり介護のためのしまなみ海道通行料金が負担になるわけです。

しまなみ海道は、市町村合併により広域化した今治市の住民にとって、迂回路のない唯一の生活道路として重要な機能を果たしており、島嶼部住民のハンディキャップ是正による新市の一体化や地域発展のためにも、今後さらに住民が利用しやすい通行料金の支援策が市民から求められています。

まずは島嶼部住民への生活費負担軽減を実現するために、目的に応じプライオリティーをつけていくことが重要かと存じます。よって、早急な医療目的での通行料金支援、介護者への通行料金支援としてのしまなみ海道の通行料金の軽減措置を求めます。

最後に、今治市消防本部及び消防署の風通しのよい組織体制づくりについてお尋ねいたします。

3月から、テレビ愛媛やあいテレビ、様々なメディアにより、今治市の消防本部及び消防署内でのパワハラ問題が取り上げられ報道されています。

テレビ愛媛は、「3年前、部下に対するパワーハラスメント行為が複数発覚し問題になりました。ところが、関係者は、パワハラは今年度になってもなくなり、暴言などで精神的なダメージを受け、退職や退職する職員がいると訴えています」と報道いたしました。

先月の2月19日、昨年度の全国消防本部でのハラスメント認定は全国で176件に上っているとNHKも報道いたしました。

全国的に、消防本部でのハラスメントによる懲戒処分を受けた方は206人で、年代別では、50代が89人、40代が68人、場面は執務室が最も多いとのこと。調査結果を受け、総務省消防庁は、全国の消防本部に、通報や相談しやすい環境づくり、ハラスメントや予兆の早期把握、職位・勤続年数に応じた研修などの対策の徹底を通知しました。今治市選出の村上誠一郎総務大臣も、ハラスメントは、個人の尊厳や人格を侵害する許されない行為だと述べ、消防本部の対策を支援する考えを述べました。

私も2022年12月の市議会で、第三者機関を設けるよう要望いたしました。口止めされたという経緯もあることも踏まえても、実際にパワーハラスメントを受けた者が相談窓口相談する比率は極めて低いという事実も、厚生労働省が発表したアンケート調査の結果からも分かっています。個人を特定されると上司からの報復が怖かったのではないのでしょうか。単に相談窓口を設置するのみならず、相談窓口が活用され、解決につながるアクションを促すような仕組みづくりをしていく必要があると考えますが、いかがでしょうかと議会で質問いたしました。

今治市消防本部は、2022年の11月にパワハラが問題となったことを受け、翌12月からハラスメント被害などに関する専用の相談窓口を設置しています。寄せられた情報は通常、消防本部の総務課が管理し、実際に被害を訴えるなど、緊急性が高いと判断されれば、消防長など、上層部と共有し、対応を協議するということになりました。

あいテレビが取材したところ、この窓口には2月5日の時点で計57件の相談や情報が寄せられていることが分かりました。あいテレビが独自に入手した資料に記載されているのは、おとしの夏に実施された職場環境をめぐる調査では、早急な問題提起はなかったと判断されています。

しかし、現役の職員からあいテレビに告発の手紙が寄せられるなど、パワハラ被害を訴える声は途絶えておらず、相談体制の実効性が問われています。

この2年間、これでは設置した相談窓口の機能がうまく働いていないのではないのでしょうか。

そこで、オンブズマン制度の導入など、本市の相談体制をもっと抜本的に変革し、真摯に向き合う体制づくりの構築が急務かと思われまます。

オンブズマン制度は、行政苦情救済の仕組みとして広く普及しています。調査の結果、市や職員の行為が不適切であった場合で必要があると認めるときは、市に対し是正などの措置の勧告や制度の改善を求める意見表明をすることができます。現在、全国でも36以上の自治体ではこの制度を導入、多くの市民オンブズマンでは、弁護士がその中心メンバーとして、情報公開請求や住民監査請求について、住民に恒常的にアドバイスをしたり、情報公開請求訴訟や住民訴訟の代理人として訴訟を遂行したりもしています。

本市は、パワーハラスメント防止のための今後の取組として、相談員体制の見直しや相談窓口の拡充などを行うとの回答をいただきました。

そこで、1番目、現在のハラスメント防止の取組状況についてお尋ねします。

2番目、消防職員を含めた職員の直近5年間の中途退職等の状況についてお尋ねします。

ハラスメントが発生しにくい、風通しのよい組織体制の構築のためには、公文書公開の重要性は非常に高いものと考えます。

そこで、3番目、我が市の情報公開条例に関してお尋ねします。

国の情報公開に関する法律、通常自治体における情報公開条例での公文書の定義は、「組

織的に用いるもの」となっています。西条市情報公開条例では定義を「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」としているのに対し、今治市情報公開条例では「実施機関において決裁又は供覧の手続が完了し、現に管理しているものをいう」としています。これは、決裁しないようにすれば、組織的に用いる文書も全て秘匿できる状態となっており、本来決裁後に運用すべき事務ルールが、担当者個人レベルで策定、運用される懸念があります。

旧今治市個人情報保護条例においても同様の公文書定義が用いられていたため、開示請求対象などが限定されていましたが、個人情報保護法改正により、地方自治体においても、個人情報に係る公文書定義が法定と整合する必要が生じ、2023年4月1日付で今治市個人情報保護法の施行等に関する条例が施行されています。最高法規の憲法が規定する知る権利より優先される古い条例となっていないでしょうか。

情報公開、公文書公開の重要性は非常に高く、開示対象の拡大を図るべきであり、開示が十分に行われる条例となっているかを再度確認し、開示不十分と判断した場合は条例改正に向け動く必要があると考えますが、見解を問います。

4番目、最後に、今治市の職員及び市議会議員のハラスメント防止に関する条例制定をすべきかと存じますが、今治市の見解はいかがでしょうか。

○越智 忍議長 答弁を求めます。

○徳永繁樹市長 内山議員のしまなみ海道通行料金の負担軽減に関する御質問のうち、1番目、医療目的での通行料金支援及び現状についてお答えさせていただきます。

令和4年に実施させていただきました、しまなみ暮らし支援アンケート調査によりますと、島嶼部にお住まいの方のうち31.3%の方が、かかりつけの医療機関を旧今治市内にお持ちであるとのことでありまして、そこから推測させていただきますと、およそ4,800の方が、通院のため、しまなみ海道を利用されているということになります。

先日の施政方針や、昨日の山岡議員への答弁でも申し上げましたように、医療目的でのしまなみ海道実質無料化への取組につきまして、既に妊産婦健診や小児救急に対する通行料助成などの支援を実施しているほか、令和4年度にはオンライン診療導入のための本市独自の補助事業を創設したことにより、今治市内の18の医療機関におきまして、オンライン診療が可能な体制が整備されております。

また、今月から関前地区におきまして、職員がオンライン診療のお手伝いをさせていただくオンライン診療サポート事業を開始しており、こうした島嶼部地域における医療DXの推進も、地域住民の皆さんの利便性向上と負担軽減に資するものと考えております。

引き続き、庁内に設置しているしまなみ海道通行料実質無料化推進会議において、通行料の負担を軽減するための各種の方策や、島嶼部3島内で日常生活が完結できる環境の創出について、検討を重ねてまいります。

その他の御質問につきましては、関係理事者から答弁させていただきます。

○結田信吾健康福祉部長 内山議員御質問のしまなみ海道通行料金の負担軽減についての2番目、介護者への通行料金支援についてお答えさせていただきます。

お話では、それぞれの御家庭の事情により、陸地部にお住まいの方が、島嶼部の施設に入所されている御家族を訪問する場合もございますが、逆に陸地部の施設に入所されている御家族を、島嶼部にお住まいの方が訪問する場合もございます。いずれの場合も、御高齢で独居の御家族の介護や安否確認のためにしまなみ海道を度々利用されることで、経済的な負担になっているものと思われま

す。介護者への通行料の負担軽減策につきましては、市民の皆さんの声に耳を傾けながら、しまなみ海道通行料実質無料化推進会議においてその必要性も検証した上で、財源確保と併せて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小澤和樹教育長 内山議員御質問の不登校児童生徒の学びの場の確保と環境整備について、私からお答えさせていただきます。

1番目の学校に戻りたいと思ったときの受入体制の強化についてでございます。

本市では、令和4年度より、愛と心をつなぐ不登校対策事業を実施し、登校のみを目標としない多様な教育の機会を確保し、児童生徒と社会のつながりを絶やさないよう支援しているところ

です。学校に登校できない児童生徒の居場所の一つとしてコスモスの家を設置しており、学習支援や教育相談を通して、学校復帰に向けたつながりのある教育を展開しております。今年度、コスモスの家と中学校が支援の方法について何度も話し合い、スムーズな教室復帰へとつなげる好事例がありました。学校では、教室復帰した児童生徒に対して、保護者と連携を取りながら、アフターケアにも尽力しております。

クラス変更については、年度途中であることから、本人の人間関係はもとより、環境の調和に鑑み、本人・保護者の意向を踏まえ、別室やサポートルーム等、あらゆる状況を視野に入れ、柔軟な対応を取っているところ

です。転校については、より安心できる居場所となるように丁寧な相談を行っており、新しい環境の下で充実した学校生活を送っているという好事例もあります。

次に、2番目の教育機会確保法を視野においたオンライン授業での授業サポートについてでございます。

不登校児童生徒の個々に応じた学習支援につきましては、学校が本人の意思を尊重した上で、どのような学習支援を行うことが適切かについて、本人・保護者と相談し、実施するようにしております。学習形態としましては、プリントやワークを活用しての学習、授業をオンラインでつないでの視聴など、様々な形があります。サポートルームでは、授業者と連携して教

室での授業をオンライン視聴できるように配慮しています。学習状況は個々で違いがあるため、オンライン視聴よりも、タブレットドリルやプリント等を活用して復習から取り組むなどの対応も行っております。

家庭で過ごしている児童生徒においては、希望に応じて可能な範囲でオンラインでの学習も行えるよう配慮しています。

また、サポートルームや家庭等で取り組んだ学習内容を評価し、成績に反映するようにしています。

コスモスの家では、教育委員会が任用する相談員が学習や体験活動等の指導に当たっており、自己決定による学習活動に取り組んでいます。また、1人1台端末を活用し、オンライン授業の視聴や学習アプリ等の学習教材を活用して個別学習も行っています。

一方、フリースクールでは、オンライン授業の視聴による学習支援については、著作権法第35条による配信の制限に鑑み、フリースクール運営者と課題を共有し、支援の在り方について理解を深めてまいります。

今後も、教育機会確保法の趣旨にのっとり、児童生徒の思いに寄り添った、個に応じた支援の在り方について、関係機関と連携し、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○山本秀明消防長 内山議員の御質問の今治市消防本部及び消防署の風通しのよい組織体制づくりについてのうち、1番目と2番目についてお答えいたします。

まず、1番目、ハラスメント防止の取組状況についてでございます。

令和4年度以降、内部及び外部の相談窓口を設置し、市長部局としっかりと連携しながら、職員が相談しやすい体制を整えております。

令和6年度におきましては、元消防職員であり、パワーハラスメント問題に対する造詣が深いサニーカミヤ氏を講師として招き、全ての職員を対象とした研修会を実施し、職員の意識改革を促しました。

また、平成24年度から実施しております消防職員トレーナー制度、いわゆるメンター制度でございますが、これを、より有効かつ効果的な運用を図るため、中堅職員であるトレーナーを対象とした研修を実施し、職員の育成環境の醸成に努めております。

これに加え、令和7年度におきましては、適切な指導を行うための管理職を対象とした研修を予定しております。

このように、全ての年齢層を対象とした重層的な研修を行うことで、組織全体の土壌改良に取り組んでおります。

次に、2番目の消防職員を含めた職員の直近5年間の中途退職等の状況についてでございます。

令和元年度から5年度までの5年間で、定年退職を除く普通退職者等は107名、うち消防職

員が12名となっており、20歳代から30歳代の退職者が44名で、そのうち消防職員は7名となっております。

また、メンタル不調による長期病休者等は、令和元年度からの5年間で延べ74名、うち消防職員4名となっており、20歳代から30歳代が18名で、そのうち消防職員1名となっております。

以上でございます。

○片上光和総務部長 内山議員御質問の今治市消防本部及び消防署の風通しのよい組織体制づくりについてのうち、3番目と4番目についてお答えさせていただきます。

まず、3番目、今治市情報公開条例についてでございます。

全国の多くの自治体における情報公開条例では、公文書の定義を、実施機関の職員が組織的に用いるもの、いわゆる組織共用文書としており、この解釈では、決裁が必要な文書については、起案文書が作成され、稟議に付された時点で組織共用文書として開示請求の対象となります。

しかしながら、起案した後に上司からの修正の指示や、回付中に大幅な内容の見直しが行われることなどから、決裁まで至っていない未成熟な情報が開示されることにより、市民の間に誤解や臆測を招き、混乱を生じさせるおそれがあるため、本市の情報公開条例におきましては明確に、「実施機関において決裁又は供覧の手続が完了し、現に管理しているもの」を公文書と規定しております。

また、議員御懸念の、決裁・供覧を行わず、担当者レベルで事務ルールを策定、運用するといったことにつきましては、今治市事務決裁規程やその他の例規によりまして、どういった場合に誰が決裁するのかが具体的に定められており、職員個人の判断で決裁を行わないということとはございません。また、本来供覧すべき文書を、供覧の手続を経ることなく所持している場合につきましては、既に供覧の手続が完了したものとして開示請求の対象とするよう周知徹底もしておりますことから、当面、今治市情報公開条例の改正の予定はございません。

続きまして、質問の4番目、ハラスメント防止条例の制定についてでございます。

本市におきましては、職場におけるハラスメント防止に関する基本的な方針として、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、そして妊娠・出産・育児または介護に関するハラスメントの防止等に関する3つの要綱を策定し、職員研修や啓発活動のほか、全職員を対象としたパワーハラスメントに関するアンケートを継続的に実施するなど、早期の実態把握に努めております。

また、職員が相談しやすい体制の充実を図るため、消防を含め各部局に35名の相談員を配置するとともに、外部の専門機関にも相談窓口を設置し、ハラスメントが疑われる事案が発生した際には、速やかに必要な措置を講じております。

御質問のハラスメント防止条例の制定についてでございますが、議員御提案の市議会議員の

ハラスメント防止に関する条例制定につきましては市議会において議論されるものと思いますが、職員のハラスメント防止に関する条例の制定につきましては、現時点では考えておりません。

以上でございます。

○越智 忍議長 以上で答弁は終わりました。

再質疑、再質問はありませんか。

○内山葉子議員 議長。

○越智 忍議長 内山葉子議員。

○内山葉子議員 昨日の渡部豊議員に対する答弁の冒頭に山本消防長は、「消防職員は、市民の皆様の生命、財産を守るため、もしものときに備え、日夜懸命に訓練に取り組んでおり、1秒でも早く災害現場に向かい、1人でも多くの命を救いたいという強い覚悟を持って活動しております」とおっしゃいました。

まさにそのとおりで、誠心誠意をもって、どんな場面でも市民の安心・安全のために日々貢献してくださっております。あらゆる災害にも対応できるよう、日々、知識や技術の習得を怠らず、体力の鍛錬を行い、血のにじむような努力をしている雄姿に対し、深い感謝とともに畏敬の念を常に抱いております。

ですのでなおさら、そのような尊敬する今治市消防本部の方たちに、万が一ハラスメントが横行しているのだとしたら、そしてこのようなひどい仕打ち、ハラスメントを見逃していたりしたら、人命を守ることが使命の消防職員がきちんとした職務を全うできないことになりかねません。それは、モチベーションの低下、ひいては消防力の低下につながり、重い精神障害を引き起こすことにもなりかねず、それが引き金で離職率も高くなるでしょう。被害者側は退職という選択をせざるを得ない状況に陥ってしまうのです。そうなれば、無論、今治市民の不利益となります。

しかし、もちろん私も市議会議員として、マスコミの取り上げられていることをうのみにするわけにもいきません。事実確認しなければと、こちらでも聞き込みした結果について、お話、御報告させていただきます。

まず、10日、通告の聞き取り時に、人事課、総務調整課、消防本部などの職員たちの多くの方に御参集していただきました。私は、そのとき皆様にお渡ししていた聞き取り用の原稿に、マスコミ報道の内容の一つとして、2023年度に、署員が救助に駆けつけ、住民のいる前でほかの署員に対し、救急用の資機材や無線機を投げつけ、暴言を吐いたということですとの報道に対する意見を書いておりますが、そのときに職員が、これはマスコミの誤認であり、事実ではないと言い、調査済みですとおっしゃいました。

ですが、私もその約2時間の中で録音していたわけでもないのに、聞き間違いがあつてはいけないと、昨日の夕方、再度、数々ありますが、どの報道の内容が誤認だったのですかねと確

認いたしました。すると、「資機材や無線機を投げつけ、暴言を吐いたということは、事実ではないです。聞き取りを現場にいた全員にしました。そうしたら、全員そのような事実はないと言いました。ですから、そのようなマスコミが報じた事実はなかったということです」とはっきりとおっしゃいました。

実際に現場の署員に聞き取りしたところ、1人しか聞き取りされていなくて、その聞き取りされた、現場にいた署員は、大きな問題にはしなくていいと言ったそうです。残りの2人は、聞き取りを受けたことは一度もなく、同僚にはその行為そのものがあったことを事実だと話しています。

話が真っ向から違っていました。現場の言い分と職員の言い分が全く違っていたわけです。

昨日、消防長は答弁の冒頭に、「今治消防におきましても同様の不祥事が起こりましたが、事案ごとにしつかりと対応してまいりました」と過去形でおっしゃいましたが、まだ終わってはいないのではないのでしょうか。

聞き取り調査していないことをしたと言うことはおかしいことですよね。不信感を覚えております。しかも、現在、刑事告訴して、それが受理されて、愛媛県警察も調査に入っていると聞き及んでおります。それは、通告のときに理事者たちに確認しましたから、事実確認できております。

このようなことを踏まえ、厳正に調査し、きちんと対応するようにしてください。

また、今治市消防本部及び消防署の風通しのよい組織体制づくりについての1番目の取組状況についてお答えいただきました。

まだまだ、正直、この程度の取組でうみが出しきれぬのかと懸念しております。

2番目に中途退職等の状況をお聞きし、全国的に若者の離職率が高い数字が出ているわけですが、職場のハラスメントは長年変わらない職場での課題です。近年は、ハラスメント対策の法整備や、悲惨な事件の報道、多様性尊重意識の高まりなどにより、ハラスメントに対し厳しい世の中へと変化してきており、職場ハラスメントに対する意識も高まっているように思います。

しかし、そのような世の中の変化の渦中にあっても、社内でハラスメント被害に遭った被害者の多くが、組織には言わずに泣き寝入りし、去っているのが現状です。被害者側は、組織に伝えても解決につながらない、ハラスメント被害を訴えれば自分が損する、もしくは報復を恐れる、被害がよりエスカレートすると感じる人が多いという理由からです。

シンクタンクの株式会社パーソル総合研究所が発表したハラスメントの発生状況では統計があります。ハラスメントの被害経験率は34.6%、ハラスメントを見聞きした経験については39.5%でした。実に3人に1人が、ハラスメントを直接受けた経験があるという結果です。ハラスメントを理由に離職することを、例えば会社に伝えていない離職者は57.3万人と推計されています。ハラスメントを理由に離職した人の約7割が会社に伝えていないこととなります。

離職するのであれば会社に伝える必要はないと考える従業員が多いと考えられます。見方を変えると、ハラスメントを理由とした離職は企業が把握している数の平均約3倍という計算になります。企業が思う以上に、ハラスメントを理由とした退職は多いと考える必要があるだろうとしています。

調査結果をまとめると、ハラスメントは働く人の3人に1人が経験し、そのうち5割が会社に伝えず泣き寝入りし、2割が離職する。全国の総離職の1割はハラスメントが理由になっており、そのうちの約7割が、退職理由（ハラスメント）を会社に伝えることはない。その背景には、ハラスメント被害者が会社に相談しても解決しないと考え相談しない実態、そして事実、会社がハラスメントを認知していたとしても、実効性のある対応が行われない実態があります。

しかし、人手不足がますます深刻さを増す中、ハラスメント離職が人手不足を呼び、人手不足がさらなるハラスメントを呼ぶという負のスパイラルにはまってしまえば、抜け出すのは困難です。ハラスメント被害者の泣き寝入りと離職が横行する現在の状況を改善するために、会社の適切なハラスメント防止対策及びハラスメント発生後の対応ルールの整備が求められます。

この現状に、我が市の、特に今は我々市民の命を守る消防署を当てはめて考えて、真摯に努力し、今こそ風通しのよい組織体制づくりを構築していただきたいと強く要望し、質問を終わらせていただきます。